

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかわる契約の締結は、当該業務に係る令和5年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

令和5年1月11日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

高齢者安心コール業務委託（単価契約）

#### (2) 業務内容

本件は、下記の3点を目的とした電話相談業務・電話訪問業務を委託するものである。

- ①ひとりぐらし等の高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう支援する
- ②地域のボランティアによる支えあい活動の推進を図る
- ③見守りが必要な高齢者を支援する

#### (3) 履行期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

※令和5年5月1日から令和5年6月30日までは運営準備（体制構築・業務研修等）期間とし、運営業務の履行開始は令和5年7月1日とする。

※令和6年度、令和7年度及び令和8年度（4月1日から6月30日）についても、業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約を締結する。

※令和5年度の契約を含め、当該業務にかかる各年度の予算が議決されることを条件とする。

#### (4) 履行場所

受託者が用意した場所

#### (5) 電話相談業務・電話訪問業務の電話番号

現在本業務を受託している事業者から引き継ぐか、受託者が用意するものとする。なお、電話番号を継承・用意するにあたっての経費は、すべて受託者が負担することとする。

### 2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。

(5) 令和4年度を含む過去5年度の間に、官公庁におけるコールセンター業務等の受託実績があること。

### 3 提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

#### (1) 第一次選定

- ア 法人関係書類に関する事項
- イ 運営方針に関する事項
- ウ 運営体制に関する事項
- エ 危機管理体制に関する事項
- オ 経費に関する事項
- カ 事業日程に関する事項

#### (2) 第二次選定（最終選定）

第一次選定による評価及びプレゼンテーションによる評価

### 5 手続き等

#### (1) 担当

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号  
世田谷区高齢福祉部高齢福祉課 事業担当  
(世田谷区役所分庁舎3階)

電話03-5432-2407 FAX03-5432-3085

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間 令和5年1月11日（水）から1月25日（水）の午後4時まで  
(土曜、日曜、祝日を除く)
- ② 場所 (1) に同じ
- ③ 方法 希望者に無償配付（説明書と引換えに名刺を提出すること）  
世田谷区のホームページからもダウンロード可

#### (3) 参加表明書の提出期限並びに場所及び方法

- ① 期限 令和5年1月25日（水）午後4時まで必着
- ② 場所 (1) に同じ
- ③ 方法 持参またはFAX（FAXの場合は要電話連絡）

#### (4) 提案書の提出期限並びに場所及び方法

- ① 期限 令和5年3月3日（金）午後4時まで必着
- ② 場所 (1) に同じ
- ③ 方法 提出日時を事前に電話で予約の上、持参

### 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金 不要
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無  
無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は、区に帰属する。
- (8) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。
- (9) 事業者からの提出物は返却しない。
- (10) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- (11) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案の内容に区は拘束されない。
- (12) 詳細は提案要求説明書による。
- (13) 本案件は、令和5年度の提案限度額を27,000,000円としている。区との契約では単年度で予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙参照。

世田谷区との一定額以上の契約には  
**「労働報酬下限額」** が適用されます



### 工事請負契約の 技能労働者の場合

**東京都の公共工事設計労務単  
価の職種ごとの85%相当額**  
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

### 工事以外の契約の 労働者の場合

(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,230円**

#### 労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者(下請負者含む)のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件( )の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定

#### 世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係  
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435  
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



## 世田谷区公契約条例のその他の取組み

### 《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約( )において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎4階46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

### 《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

### 工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水士	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,230円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。

上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和4年12月20日告示によるものです。

適用対象は令和5年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。